

○特定金属くず買受業を営む者に対する指示

第11条

処分基準

令和8年6月1日作成

法令名	盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根拠条項	第11条
処分の概要	特定金属くず買受業を営む者に対する指示
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり
問合せ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室